

県営住宅のグループホーム等への活用

県営住宅の空き住戸は、次の事業に活用することができます。
ご希望がある場合は、建築住宅課までご連絡ください。

※ご利用可能団地は、応募状況や入居状態によって変わります。

- 1 児童向け 自立援助ホーム ファミリーホーム
- 2 高齢者向け 認知症グループホーム
- 3 障害者向け グループホーム



和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課
☎ 073-441-3210 (直通)

県営住宅位置図



和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課
 ☎ 073-441-3210 (直通)